

戸 田 市
子どもの読書活動
推 進 計 画

戸 田 市

あいさつ

このたび本市は、子どもたちがいつでも本に触れ、読書を楽しむことができる環境を地域全体でつくりあげていくために「戸田市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)に基づき、本市の特徴を生かしながら、子どもたちが読書を通し、多くのことを学び、感性を磨き、人生を豊かに生きる力を身に付けていけるように読書環境を整備し、拡充していくことを目標にしています。

本市においては、昭和44年に上戸田福祉センター内に初めて図書室を開室して以来、子どもたちが多くの本にふれ、心豊かに育ってほしいとの願いのもと、児童書の収集に力を入れてまいりました。また、地域の有志の方々により、昭和48年には「ウーフ文庫」が設立され地域の子どもたちに本の貸出しを行うなど、自主的な活動も盛んに行われております。

昭和58年には図書館本館が開館し、現在では子どもの読書環境を豊かにするための活動として、小・中学校のクラスごとの団体貸出し、「おはなしボランティア」の育成、絵本や紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の開催、また乳幼児に言葉がけを始めるきっかけとして絵本の利用を薦める「ブックスタート事業」を県内でいち早く実施するなど、数多くの事業を実施してまいりました。

また、保育園、幼稚園での推奨図書を紹介や、家庭での読み聞かせの奨励、各小学校における朝読書の時間の創設など、図書館外との連携による様々な取組を始めているほか、児童センターをはじめとした施設においては、市民ボランティアによる「おはなし会」が数多く開催されるなど、市民の皆様による活発な活動が行われております。

このように本市では、市民の皆様とのパートナーシップのもと、子どもと本をつなぐ多くの取組が重ねられてきており、今後もこうした積み重ねを大切にしていきたいと思います。

最後に、計画策定にあたりご意見・ご提案をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げますとともに、この計画により、戸田市の未来を担う子どもたちにとってさらに良好な読書環境が構築されることを期待しております。

平成21年3月

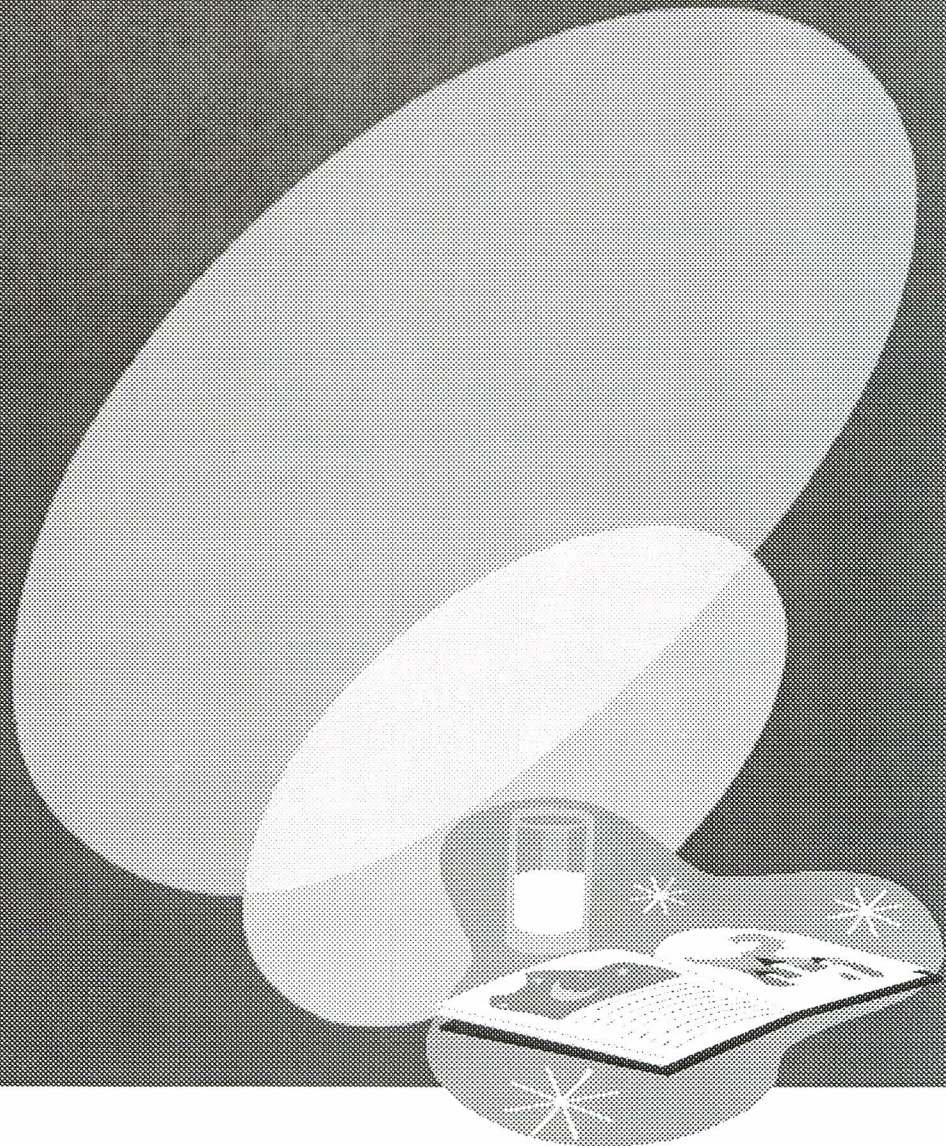
戸田市長 神保 国男

目次

第1部	総論	1
	第1章 計画策定の背景	2
	第1節 国および埼玉県の動向	2
	第2節 子どもの読書活動の意義	3
	第3節 子どもの読書活動の現状	4
	第2章 計画の基本的な考え方	5
	第1節 戸田市の子ども読書活動のあゆみ	5
	第2節 計画の基本方針	7
	第3節 計画の目標	8
第2部	各論	9
	第1章 戸田市における子ども読書活動推進のための取組	10
	第1節 家庭における推進	10
	第2節 地域における推進	12
	第3節 学校における推進	14
	第4節 図書館における推進	16
	第5節 障がいのある子どもたちのために	18
	第6節 今後の取組	18
資料編		19
I	計画策定の経緯	20
II	戸田市子ども読書環境調査のためのアンケート結果概要	23
	i 施設調査の実施概要	23
	(アンケート調査1)	
	ii おはなしボランティア活動状況調査の実施概要	35
	(アンケート調査2)	
III	関連法規等	38

第 1 部

総 論



■ 第1章 ■ 計画策定の背景

● 第1節 ● 国および埼玉県の動向

日本の社会現象として少子化、高齢化がすすみ、家族形態も核家族が増加し、パソコン、携帯電話の普及と連動した高度情報化社会の到来など、市民の生活様式が変化し、価値観も多様化しています。こうした中、子どもを取り巻く環境も漫画や映像、ゲーム機器の普及等の影響から活字離れ、読書離れがすすみ、言語能力や表現力の低下、言葉の乱れなどにつながっていると指摘されています。

また、児童虐待、いじめ、少年犯罪なども後を絶たず、こうした状況を改善するための法律改正や施策が広く行われています。

こうした中で、読書の持つ価値を再認識し、読書を通し、子どもたちが豊かな情緒を育み、健やかな人格形成が成されるように、子どもの読書活動を支援するため、平成12年に国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が施行されました。この法律には、4月23日を「子ども読書の日」とすること、地方公共団体が、それぞれの地域の子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないと定められ、地方公共団体の責務を明らかにしています。

国では、翌平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、公表し、施策の基本的な方向と具体的な方策が示されました。また、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）を制定し文字・活字文化にふれることができる機会の提供、環境整備に努めることが規定されました。

埼玉県においては、平成10年度から「彩の国5つのふれあい県民運動」の中で「本とのふれあい」を掲げ、子どもの読書活動の重要性について、啓発に努めています。平成14年度からは、「彩の国教育アクションプラン」の中で、子どもの読書活動の推進を掲げています。

また、平成16年3月には、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定し、次世代を担う子どもたちが、心豊かに育っていけるよう、総合的、体系的な施策の展開を目指しています。

● 第2節 ● 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念では、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである。」と示しています。また、社会全体でその推進を図っていくことがきわめて重要であるとし、国、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割などを定めています。

子どもの幼児期には、保護者の語りかけや絵本の読み聞かせが、こどもの情緒面の発達を促すことが広く知られており、子どもが言葉や文字を覚えてくると、本の中から様々な世界を知り、感動や発見を体験していきます。そうした積み重ねの中で、豊かな感性や人への思いやりの心を身につけることができます。また、物語の主人公が持つ勇気や正義感、困難に立ち向かう姿勢なども学ぶことができます。そして、多くの文章に触れることで表現力や文章力を高める効果が期待できます。

しかし、子どもたちに苦痛を強いるような読書をすすめても、読書嫌いの子どもになってしまう可能性もあり、読書が楽しいと感じるようにすることが大切です。また子どもの発達段階に応じた支援も重要です。このため、子どもたちが自主的に読書に親しめるよう、子どもたちが普段の生活の中で、いつでも本に触れることができる読書環境を整えていくことが、いま社会や地域に求められています。



● 第3節 ● 子どもの読書活動の現状

平成16年に実施された全国読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1ヶ月の平均読書冊数は、小学生7.7冊、中学生3.3冊、高校生1.8冊となっています。

本市における子どもの読書活動についても全国的な傾向と同様に、小学校高学年になるにつれて、学校図書館の貸出冊数が減少しています。

本計画の策定にあたり、市内の学校施設を対象に実施したアンケートの結果では、小学校における学校図書館での貸出冊数は、1年生の月別1人当たりの貸出冊数が4.8冊に対し、6年生では1.0冊と高学年になるほど減少しています。中学になるとこの傾向はさらに進み、中学3年生では、0.3冊になっています。

また、市立図書館の年齢別利用者の割合を見ても6～12歳が17%に対し、13～15歳が3%、15～18歳が3%であり、中学・高校生の年齢層の本離れが進む傾向が見られます。こうした傾向は、全国的に共通したものではありませんが、要因のひとつとしては、学校での部活動や受験勉強に時間をとられてしまうことが考えられます。

また一方では、ケータイ小説が出現し、10代に多く読まれている状況もあり、今後こうした電子メディアによる読書が増加していくことが考えられます。



■ 第2章 ■ 計画の基本的な考え方

● 第1節 ● 戸田市の子ども読書活動のあゆみ

本市においては、昭和41年の市制施行後、昭和43年に上戸田福祉センターが建設され、同センターの一室に、はじめて図書室が置かれました。その後、西部福祉センター、東部福祉センターが建てられ、それぞれの福祉センター内に図書室が置かれました。なお、昭和51年11月に福祉センターに公民館が併設されたことから、これらの図書室は「公民館図書館」として位置づけられ、地域の図書館として利用されてきました。また、昭和52年には新曽福祉センター（新曽公民館）が設置され、現在の市立図書館（本館）が設立されるまで、4つの公民館図書館として運営されてきました。これらの図書館では、開設当初から、子どもたちが本に親しめるよう児童書の収集、充実に努めていました。

こうした行政の取組とは別に、昭和48年に「子どもたちに本を読ませてあげたい。」と願うお母さんたちが、「ウーフ文庫」を創設し、自分たちで持ち寄った本を町内会館を借りて、子どもたちに貸出を始める自主的な活動を始めています。その後、「ウーフ文庫」は活動場所の変遷をしながらも、現在は、川岸地区の公園内に場所を移して活動を行っています。活動日には、子どもたちが集まり、地域の子どもの憩いの場になっています。

昭和58年に市立図書館（本館）が設立され、図書館事業の一つとして昭和59年に「ストーリーテリング講座」を開催したところ、子どもと本の結びつきを大切にしたいと考えている子育て中のお母さん方が多く集まりました。この講座の受講者が、その後広く子ども向けにおはなし会を開催していきたいと「おはなしボランティア」となり、図書館の「おはなし会」が始まっています。当初は一つだけだったおはなし会も現在では、「ととけっこの部屋」「おはなしの部屋」「おはなし玉手箱」と三つに増え、年齢別に分けた内容で定期的に行われています。図書館が「ストーリーテリング講座」として始めた講座も、のちに「おはなしボランティア養成講座」になり、読み聞かせの技術を学ぶ場となっています。この講座の受講者たちは、図書館でのおはなし会だけでなく、市内各所で活動を始め、現在では、市内全小学校や児童センター、子どもの国等で広くボランティアによるおはなし会が行われ、地域活動として根付いたものとなっています。

また、図書館が、学校図書館の補完的な役割を担う目的で、学校のクラス単位による団体貸出を行っているほか、子どもと図書館をつなげるためのリーフレット「わいわいだより」を発行し、小学校に配布しています。

これらの取組以外にも、乳幼児とその保護者を対象にしたブックスタート事業（平成14年度より実施）を県内でいち早く始め、絵本を通し、子どもに語りかける大切さを知ってもらうため、参加者に絵本等を贈呈しています。

こうした取組が認められ、平成18年度には、優れた子どもの読書活動を実践している図書館として、文部科学大臣表彰を受けています。

平成19年12月に実施した市内の保育園、学校など、子どもに関わる各施設を対象とした「子どもの読書環境調査アンケート」の結果では、市の公立保育園、子育て支援センター、児童センター、こどもの国等の各施設で、絵本の貸出や年齢にあった絵本の紹介、読み聞かせを積極的に行っているほか、小学校においては朝読書、読書マラソン等、子どもの読書活動を推進するための取組を行っていることが分かりました。

しかし、スペースのあまりない家庭保育室、学童保育室（平成19年度までの名称は留守家庭児童保育指導室）、創設して間もない幼稚園などでは、本の蔵書数も少なく、ボランティアなどの協力によるおはなし会などもわずかであることが分かりました。

以上のように、本市の特徴として、埼京線開通後の街の発展で、子ども的人口が急増したことに伴い、ハード面では保育施設等の拡充や子育て支援事業の積極的な導入、ソフト面では子どもと本をつなぎ、子どもたちが読書への親しみが持てるよう様々な取組を、市民と行政が積み重ねてきた経緯があります。

今後もこうした取組を大切にしながら、地域全体の子どもの読書環境を整え、いつでも子どもたちが本を手にして読書を楽しめるような体制作りをこの計画の中で進めていきたいと考えています。

● 第2節 ● 計画の基本方針

国の基本方針および埼玉県子ども読書活動推進計画を踏まえ、次の4項目を計画の基本方針とします。

- (1) 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

なお、この計画の対象となる子どもは、0歳からおおむね18歳までの子どもとし、計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。



● 第3節 ● 計画の目標

(1) 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭・地域、学校など、子どもたちが生活を送る身近な場所で、いつでも本にふれたり、読書に親しめるようこどもの読書環境の整備・充実を図っていきます。また、地域全体で絵本等の読み聞かせや子どもの発達段階に応じた図書の紹介を通して、家庭で親子がそろって本に親しんでいけるよう働きかけていくなど、子どもが進んで読書ができるよう、本に親しむ機会の提供と充実を図っていきます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

市立図書館、学校、保育園、幼稚園などの施設がそれぞれの役割を担いながら、図書資料の整備・充実を行うとともに、おはなしボランティアの育成や支援のほか、子ども読書推進のための地域ネットワークの整備・充実を図っていきます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもが読書の喜びを知り、読書の習慣を身に付けていくためには、子どもと関わりが深い保護者、教員、保育士等が子どもの読書について理解と関心を持つことが重要です。このため、読書活動の意義や大切さをあらゆる機会を通じて多くの人に伝えるとともに、啓発用パンフレットの配布や優良図書の情報提供等を行うなど広く啓発・広報を行っていきます。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を地域全体で推進するためには、家庭・地域、学校などがそれぞれに連携を深め、相互に協力を行う体制を整備していく必要があります。

このため、図書館を中心に、学校、保育園、幼稚園などの施設と保護者や地域のボランティアなどの関係者を含めた総合的な推進体制の整備を図っていきます。

第 2 部

各 論

■ 第1章 ■ 戸田市における子ども 読書活動推進のための取組

● 第1節 ● 家庭における推進

【現状と課題】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第6条には、「保護者が子どもの読書機会の充実と読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」と規定しています。

一般家庭においては、子どもの幼児期に、積極的に読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読む等の働きかけを多くの保護者が行っていますが、子どもの成長とともにそうした働きかけが少なくなっていく傾向があります。

また、共働き家庭や、ひとり親家庭の中には、ゆっくりと子どもに本を読む時間がなかなか作れないという保護者の方もいます。また、子育てが初めてで、赤ちゃんとどう接してよいか分からない、と育児に悩むお母さんもいます。こうした保護者の方も含めて、家庭で父母その他の保護者が、子どもの読書活動の意義や大切さを理解し、子どもたちが本に親しみが持てるよう、子どもの発達段階に応じた家庭での読み聞かせや、読書の時間を作る意識を育てていくことが課題であると考えます。

こうした課題に対し、次の目標に沿って家庭への働きかけを、戸田市内の子どもにかかわる各施設や学校のほか、市や市民団体が行っている子育て支援事業等の中で行っていきます。

【 目 標 】

- ア 保護者自身が読書に親しむことで、子どもの読書への関心を引き出すことができるよう、家庭内での読書環境を整えること。
- イ 子どもの乳幼児期に保護者が絵本の読み聞かせを行うことで、本に興味をもたせていくこと。
- ウ 保護者が子どもと一緒に図書館等を利用し、多くの種類の本に接することで、子どもが自然に本に親しみを感ぜられる機会をつくること。

- エ 同じ本を親子で読み、読後の感想を述べ合うなど、読書の共有機会を作ること。
- オ 図書館、児童センター、こどもの国等の市内施設で行われているおはなし会等の機会を利用できるようにすること。
- カ 図書館・学校等で配布する推薦図書のリストを活用すること。

【具体的な家庭への取組】

- ア 乳幼児のいる家庭に対して、図書館は、ブックスタート事業を通し、子どもへの絵本を通しての語りかけを推奨していきます。また、推薦図書の紹介や図書館の利用を勧めていきます。
- イ 保育園、幼稚園などの施設においては、保育中に絵本や紙芝居の読み聞かせの時間を大切にするとともに、家庭で子どもに絵本等の読み聞かせをしてほしいことを保護者の方に伝えていきます。
- ウ 図書館、児童センター、こどもの国、公民館等で行われるおはなし会の参加を市の広報、ホームページ等さまざまな機会を捉えて、広く子育て中の家庭に呼びかけていきます。
- エ 市が行っている様々な子育て支援事業において、子どもの読書や絵本についての相談や紹介のほか、保護者同士の交流を進めていきます。
- オ 小中学校においては、朝読書、読書マラソン等の取組みを継続して行うことで読書に親しむ時間を提供していくとともに、家庭での読書を推奨していきます。
- カ 市内の中・高校生が図書館を気軽に利用できるよう学校への働きかけや、図書館の紹介、パンフレットの配布などを積極的に行っていきます。

● 第2節 ● 地域における推進

【現状と課題】

各小学校においては、おはなしボランティアが積極的に活動し、読書に興味を持つ子どもたちが着実に増えています。今後もこうした地域の住民による自主的な活動はさらに発展を目指しています。

また、保育園、幼稚園、子育て支援センター、あすなろ学園などの施設においては、おはなしや読み聞かせを業務の中で行っているほか、児童センター、こどもの国では、ボランティア団体が定期的に絵本や紙芝居のおはなし会を開催しています。

しかし、中学校や幼稚園、家庭保育室、学童保育室（旧名称：留守家庭児童保育指導室）においては、ボランティアが活動しているところは少なく、今後ボランティアを受け入れたいと考えているところもあります。今後もボランティアの育成とともに、市内各施設との連携を深め、ボランティアの活動の場が広がっていきけるよう、地域のネットワーク化を図り、子どもの読書を支援する体制づくりを推し進める必要があります。

【 目 標 】

- ア 現状の地域での活動や各施設で行っている子どもの読書活動を推進する取組を継続していきます。
また、中学校や幼稚園、家庭保育室、学童保育室（旧名称：留守家庭児童保育指導室）などの施設で、おはなしボランティアの自主的な活動ができるよう地域との連携を深め、子ども読書活動推進のためのネットワーク化を図っていきます。

【具体的な地域の取組】

- ア 川岸3丁目児童遊園地内の「ウーフ文庫」のように、地域の熱意ある人たちによって運営される図書室が、地域の子どもたちに良好な読書環境を作り上げています。ここでの蔵書数は、児童書を中心に約2,400冊あり、地域の小学生たちが気楽に利用できる読書の場を提供しています。

- イ 市内で紙芝居や絵本のおはなしを行っている「おはなしボランティア」のサークルや団体、図書館の登録ボランティア（個人登録）の活動は、活発であり、各小学校、児童センター、こどもの国、福祉センターなどの施設などで、それぞれ独自に「おはなし会」等を開催しています。
市では今後も、おはなしボランティアの活動に対し、積極的に支援を行っていきます。
- ウ こどもの国、児童センターでは、それぞれの施設で、絵本の貸出のほか、ボランティア団体が定期的におはなし会を開催しています。
今後も絵本の定期的購入、おはなし会の充実に努めていきます。
- エ ボランティア・市民活動支援センター
市内のおはなしボランティア団体を含むボランティア団体およびNPO団体などの市民活動団体の同センターへの登録をすすめ、広く情報提供を行っていきます。
- オ 保育園や幼稚園では、絵本や紙芝居などの読み聞かせを毎日行っておりますが、さらに保護者に対し、絵本の紹介や家庭での読み聞かせを推奨するよう働きかけていきます。
- カ 子育て支援センターでは、子育て中の世帯への支援として実施している絵本や子育て関係の図書の貸出や優良図書の推奨のほか、定期的に絵本等の読み聞かせやペープサート（人形を貼り付けたりしながら行うおはなし）を継続して実施していきます。



● 第3節 ● 学校における推進

【現状と課題】

小中学校の学校図書館の充実を図るため、毎年の図書購入予算の確保に努めています。また、学校図書館の補完的な役割としてPTAが運営する「みみずく文庫」や市立図書館からのクラス毎の図書の団体借受けにより、多くの子どもたちが身近に本に触れられるよう努めています。

平成18年度には、本好きサポーターを増員し、各小中学校の学校図書館に配置し、子どもたちの読書活動への支援を行っています。

また、平成20年度教育指導の重点・主な施策における「心の教育の充実」の中で、「読書活動の推進」が4つの柱の1つとして位置づけられ、学校図書館の充実、計画的な読書活動の推進、本好き児童生徒の育成、ホームページによる推薦図書の保護者への啓発や活用等を具体的な目標として掲げています。

しかし、小学校高学年や中学生になるにつれ、学校図書館の貸出冊数が減る傾向があるため、高学年や中学生向けの図書の充実を図るなど、学校図書館の利用拡充について検討を行っていきます。

【目 標】

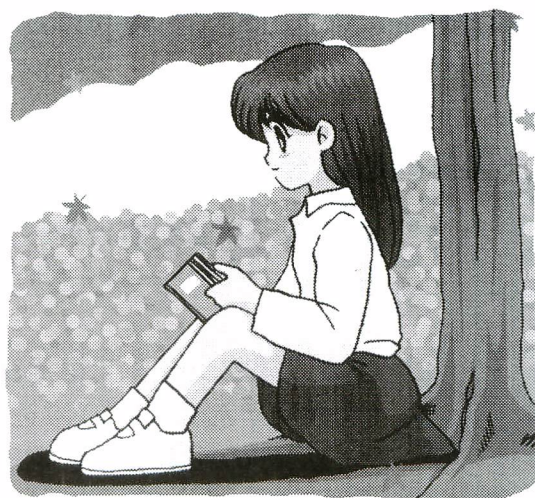
- ア 読書に興味を持つ子どもたちをひとりでも増やしていきます。
- イ 学校図書館の充実により、貸出冊数を増やしていきます。

【具体的な学校の取組】

◎各学校の状況に応じて、次にあげる様々な取組を実施しています。

- ア 保護者や地域団体、ボランティアによる読み聞かせやブックトークの実施
- イ 本好きサポーターによる読み聞かせやブックトークの実施
- ウ 本好きサポーターによる「調べ学習」に際してのレファレンスの充実

- エ 本好きサポーター発行の「たより」を利用した読書活動の推進
- オ 図書委員会（児童委員）の児童による図書や読書に関する読書活動の推進
- カ 朝読書や校内読書マラソンの実施
- キ 読書感想文コンクールの実施
- ク 1年生対象の図書館探検による読書への興味・関心の向上
- ケ 学級担任による読み聞かせ活動の実施
- コ 生活目標として読書活動推進を取りあげ、校内で独自に「読書の日」を設定して読書への意欲向上に向けた取組の実施
- サ 読書を題材とした「親子郵便」の実施
- シ 学校独自の必読書・推薦図書等による読書奨励活動の実施。



● 第4節 ● 図書館における推進

【現状と課題】

昭和58年に市立図書館が設立されてから、図書館では、地域の子どもたちの健やかな育成を願い様々な事業や取組を行っています。

しかし、中学生から高校生ぐらいの利用者の図書の出借比率が低く、この世代に対する図書利用への啓発、取組が課題といえます。また、本市の特徴として県内でも他市に比べ出生率が高く、0～2歳児のいる子育て家庭対象のおはなし会のニーズが高まっています。

【目 標】

- ア 子どもたちが本に親しめるようおはなし会をはじめ、さまざまな取組を引続き行っていきます。
- イ 中学生から高校生の年代の利用者を対象に、図書館のPR等を図り、利用増加を目指します。
- ウ 蔵書数が少ない家庭保育室等に団体登録を薦め、子どもたちが気軽に本に触れる環境づくりをすすめていきます。

【具体的な図書館の取組】

- ア 児童書の充実を図るため、幼児向けの絵本や紙芝居の収集のほか、子どもの発達に合わせた内容の児童書の収集に努めていきます。
- イ 医療保健センターで毎月実施している4ヶ月健診時に、親子を対象に、赤ちゃんに言葉がけを始めるきっかけ作りに絵本を利用してもらうための絵本贈呈を継続して行っていきます。(ブックスタート事業)

- ウ 絵本を通して、楽しみながら子どもたちの情緒を育くみ、健やかな成長をめざし、子どもの発達に合わせた「おはなし会」を継続して実施していきます。
- 『ととけっこの部屋』 2～3歳児対象（第1金曜日）
 - 『おはなし玉手箱』 3～5歳児対象（毎週水、第2、3土曜日）
 - 『おはなしの部屋』 5歳児～小学3年生対象（第4土曜日）
- エ 市内小中学校に対し、各クラス毎に50冊まで、3ヶ月置きに児童書の団体貸出を継続して行っていきます。また、要望により新たに子どもが利用する施設への団体貸出についても実施を検討していきます。
- オ 図書館の「おはなし会」への協力をいただく「おはなしボランティア養成講座」を継続して実施していきます。
養成講座受講者の中には、各地域や学校で「おはなし会」を始められた方も多く、子どもと本をつなげる活動は地域に広がり、市域に根付いた活動となっています。こうした地域の活動に対し、絵本や紙芝居等の貸出を行っていきます。また、団体向けに大型絵本（ビッグブック）の貸出を始めていきます。
- カ 市内で活動している「おはなしボランティア」の団体相互の交流や情報交換を目的とした「おはなしボランティア交流会」を開催していきます。
- キ 小学生向けに「ブックリばこ」や「わいわいだより」などテーマに沿った本の紹介などを中心とした小冊子を継続して発行し、図書館と子どもたちをつなぐ役割を担うことができるよう工夫をしていきます。
また、中学生から高校生向けに本の紹介を行っている「ラブラブライブラリー」（小冊子）を継続して発行していきます。

☆ 「おはなし玉手箱」に集まった子どもたち



● 第5節 ● 障がいのある子どもたちのために

障がいのある子どもたちへの読書環境の整備として、現在、各施設において様々な取組が行われていますが、今後もさらに充実を目指して関係機関と連携した取組を推進していきます。

§ あすなろ学園

昼食前に、子どもたちが自由に絵本を選び、見る時間を作っています。こうした取組と家庭での読み聞かせの推奨を継続して行っていきます。

§ 学 校

「おはなしボランティア」の活用など、障がいのある子どもたちに、本を読む喜びや楽しみを知ってもらうための取組を継続して行っていきます。

§ 図 書 館

目の不自由な子どものために、今後、子どもの本の録音図書（カセットテープやデジジーなど）の作成や点字本、大活字本等の図書資料の充実を図っていきます。

※デジジー（DAISY）＝CD化した録音資料

● 第6節 ● 今後の取組

本計画の推進には、家庭・地域、学校が一体となった取組を行うため、図書館が中心となって、関係機関、ボランティア団体等との連携を深め、具体的な方策を推進する体制の整備に努めていきます。

また、家庭保育室、学童保育室等への団体登録による子どもの本の貸出を図り、おはなし会の開催希望があった場合の「おはなしボランティア」への連絡調整を行っていきます。

資 料 編



■ I ■ 戸田市子ども読書環境調査のためのアンケート調査概要

● i ● 施設調査の実施概要（アンケート調査1）

I 調査の目的

「戸田市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたって、地域の子どもの読書環境を把握し、子ども読書活動推進に向けて、本市が取り組むべき課題と今後の施策の方向を明らかにするために実施した。

II 調査の方法

- 調査対象 市内の学校、保育園、幼稚園など子どもが利用する施設（85施設）
- 調査時期 平成19年12月10日～25日
- 調査方法 郵送（各施設あてに調査票を送付）

III 回収の結果

- アンケート対象総数：85
- 回答数：69
- 回収率：81%

IV アンケート対象施設

市立小学校			
発送数：12、回答数：12			
戸田第一小学校	戸田第二小学校	新曽小学校	美谷本小学校
笹目小学校	戸田東小学校	戸田南小学校	喜沢小学校
笹目東小学校	新曽北小学校	美女木小学校	芦原小学校

市立中学校	発送数：6、回答数：6		
戸田中学校	戸田東中学校	美笹中学校	喜沢中学校
新曽中学校	笹目中学校		
県立高等学校	発送数：2、回答数：1		
埼玉県立戸田翔陽高等学校	埼玉県立南稜高等学校		
市立保育園	発送数：9、回答数：8		
下戸田保育園	新曽保育園	上戸田保育園	喜沢南保育園
笹目東保育園	上戸田南保育園	新曽南保育園	こだま保育園
笹目川保育園			
私立保育園	発送数：6、回答数：4		
きざわ保育園	ささめ保育園	あけぼの保育園	戸田子ども園
戸田公園駅前さくら草保育園	戸田駅前保育所（おひさま保育園）		
私立家庭保育室	発送数：14、回答数：6		
ポップの家保育所	ササメ保育所	恵愛保育所	繭保育室
あおぞら保育園	保育所 ちびっこランド戸田公園		おひさま保育室
保育ルーム フェリーチェ戸田Ⅰ園	繭保育室 本町園	ぱすてるはうす	
保育ルーム フェリーチェ戸田Ⅱ園	ひなた保育園	元気キッズ戸田園	
ハッピースマイル北戸田駅			
私立幼稚園	発送数：10、回答数：8		
戸田幼稚園	戸田第一幼稚園	つつじ幼稚園	まきば幼稚園
戸田ひまわり幼稚園	ささめ幼稚園	戸田東幼稚園	カトリア幼稚園
はごろも幼稚園	戸田東第二幼稚園		
市立子育て支援センター	発送数：5、回答数：3		
上戸田南保育園	下戸田保育園	笹目川保育園	喜沢南保育園
新曽南保育園			
市立学童保育室	発送数：16、回答数：16		
戸田第一小学校第1	戸田第二小学校第1	新曽小学校第1	美谷本小学校
笹目小学校	戸田東小学校	戸田南小学校	喜沢小学校
笹目東小学校	新曽北小学校第1	美女木小学校	芦原小学校
戸田第一小学校第2	戸田第二小学校第2	新曽小学校第2	新曽北小学校第2
その他各施設	発送数：5、回答数：5		
あすなる学園	むつみ荘	児童センター	こどもの国
彩湖自然学習センター			

V アンケート回答のまとめ

市立小学校

1 読書会、おはなし会の開催状況

開催回数		開催時間		対象学年	
条件	学校数	条件	学校数	条件	学校数
週1回	6校	10分	1校	1～2年	1校
週2回	2校	10～15分	6校	1～4年	1校
学期毎1回	1校	10分・20分	1校	1～6年	9校
月2回	3校	20分	1校	朝1～6年	1校
		15分・45分	3校	授業1～2年	

§ 協力団体一覧

学校名	ボランティア団体名	学校名	ボランティア団体名
戸田第一小学校	戸一小おはなし会	戸田南小学校	おはなしランド
戸田第二小学校	ねむの木	喜沢小学校	たんぼぼの会(2)
新曽小学校	にいそおはなし会	笹目東小学校	おはなしの冒険
美谷本小学校	おはなしの国	新曽北小学校	おはなし広場
笹目小学校	学校応援団	美女木小学校	おはなしたまご
戸田東小学校	たんぼぼの会(1)	芦原小学校	おはなしの泉

(※小学校ごとにおはなしボランティア団体が活動している。)

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

- ノーテレビ・ノーゲームデー(4月23日)
- 友だち郵便(縦割りの友だちに本を紹介する。)年1回
- 親子郵便(家の人に本を紹介する。)年3回
- 図書朝会 年1回
- 読書マラソン
- 読書の木
- 多読児童への賞状
- 児童朝会での図書委員会の発表(本の紹介、読み聞かせ)
- 百冊チャレンジ(20年度予定)
- 各学年の必読書の設定(20年度予定)

2 学校図書館の蔵書

学 校 名	学校図書館蔵書数 (H19.4.1現在)	19年度購入数量
戸田第一小学校	7,952冊	323冊
戸田第二小学校	8,591冊	330冊
新曽小学校	8,640冊	252冊
美谷本小学校	8,672冊	300冊
笹目小学校	7,166冊	320冊
戸田東小学校	8,500冊	300冊
戸田南小学校	8,047冊	330冊
喜沢小学校	7,739冊	276冊
笹目東小学校	9,191冊	635冊
新曽北小学校	11,426冊	300冊
美女木小学校	8,429冊	375冊
芦原小学校	6,072冊	229冊

3 学年別児童1人当たりの月平均貸出冊数

学年	1人当たり貸出数	学年	1人当たり貸出数
1年生	5.0冊	4年生	3.4冊
2年生	8.2冊	5年生	3.9冊
3年生	5.9冊	6年生	2.0冊

(※19年度市内小学校12校の平均)

4 みみずく文庫の存在

存在	学校数	活 動	摘 要
有	4校	週1回 1時間～2時間	PTA活動の一環として行っている
無	8校		

5 その他自由意見

- おはなしボランティアの人数が増えてほしい。
- 学校に大型絵本の貸出をしてほしい。
- 図書館の団体貸出の本の中に子どもに人気のある本を入れてほしい。
- ボランティアの方が積極的に活動しているおかげで子どもたちの読書意欲が高まっている。

市立中学校

1 読書会、おはなし会の開催状況

内 容	回数	時間	対象	摘 要
朝読書	週5回	10分	全学年	2校実施
ボランティアによる読み聞かせ	年1回	20分	全学年	1校実施
読書会	年2回	50分	全学年	1校実施
(未記入)				2校

2 学校図書館の蔵書

学 校 名	学校図書館蔵書数 (H19.4.1現在)	19年度購入数量
戸田中学校	7,946冊	210冊
戸田東中学校	7,890冊	230冊
美笹中学校	8,937冊	310冊
喜沢中学校	8,734冊	(未回答)
新曽中学校	9,564冊	(未回答)
笹目中学校	7,589冊	387冊

3 学年別児童1人当たりの月平均貸出冊数

学年	1人当たり貸出数
1年生	1.5冊
2年生	0.9冊
3年生	0.5冊

(※19年度市内中学校6校の平均)

県立高等学校

1 読書会、おはなし会の開催状況

無

2 学校図書館の蔵書

学 校 名	学校図書館蔵書数 (H19.4.1現在)	19年度購入数量
戸田翔陽高等学校	33,567冊	600冊

3 学年別児童1人当たりの月平均貸出冊数

学年	1人当たり貸出数
1年生	1.3冊
2年生	2.3冊
3年生	3.5冊

市立・私立保育園

1 読書会、おはなし会の開催状況

開 催 内 容	園数
毎日の保育の中で1日数回5分から10分程度、年齢に合わせた絵本・紙芝居の読み聞かせを実施している。	12園

§ 協力団体の有無：12園すべて無し

§ ボランティアとの協働によるおはなし会の開催

○公立保育園：考えていないとの回答

○市立保育園：ボランティアを受け入れたいとの回答

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

○保育園を利用している保護者に絵本の紹介をしている。

○絵本の貸出を行っている。

2 蔵書数について（絵本、紙芝居含む）

○アンケートに無記入の園が多かったため、蔵書の詳しい冊数は不明であるが、推定で市立は1園当たり1,200～1,800冊の蔵書数があると思われる。

私立は120～1,156冊、設立して間もない園は蔵書が少ない。

○年間の購入冊数は、園の予算額に違いがあるため、市立は10～300冊、私立は20～400冊と園によって違いが大きい。

私立家庭保育室

1 読書会、おはなし会の開催状況

開催内容	園数
お昼寝の前に保育士が5分程度、読み聞かせを実施している。	4園
毎日の保育の中で絵本・紙芝居の読み聞かせを実施している。 また、子どもたちが本を身近に取り出せるよう配慮している。	1園
週に3～4回、10分～15分、1歳～5歳対象に行っている。	1園

§ 協力団体の有無：6園すべて無し

§ ボランティアとの協働によるおはなし会の開催

開催状況	園数
受け入れ可	3園
受け入れ不可	1園
(未回答)	2園

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

6園すべて無し

2 蔵書数について（絵本、紙芝居含む）

蔵書数	園数	蔵書数	園数
15冊	1園	100冊	1園
30冊	1園	(未回答)	2園
40冊	1園		

○年間の購入冊数は5冊～30冊

○購入予算は8,000円～20,000円

3 その他自由意見

○本の収納スペースに限りがあるため、蔵書を増やせない。

○図書館の本を借りて子どもたちに触れさせている。

私 立 幼 稚 園

1 読書会、おはなし会の開催状況

回数	時間	対 象	園 数
週1回	15分	3～6歳児	1園
週2回	10分	3～6歳児	1園
週3回	15分	3～6歳児	2園
週4回	10分	3～6歳児	1園
週5回	20分	3～6歳児	3園

§ 協力団体の有無

存在	園数	摘 要
有	1園	幼稚園の「母の会」で実施。
無	7園	

§ ボランティアとの協働によるおはなし会の開催

開催状況	園数
受け入れ可	3園
受け入れ不可	4園
(未回答)	1園

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

- ご家庭にある本で、お薦めのものがあったら、もってきてもらい保育中に読んでいる。
- 園だよりで「家庭での読み聞かせ」を奨励している。
- こどもの興味の有りそうな絵本を選んで購入している。
- 絵本の貸出を行っている。(2園)
- 「親子で読もう100冊」というものを作り、100冊読んだ子どもを表彰し、感想を載せた小冊子を作ったりして、読書推進にあたっています。

2 蔵書数について（絵本、紙芝居含む）

蔵書数	園数	蔵書数	園数
90冊	1園	1,150冊	1園
240冊	1園	1,883冊	1園
900冊	1園	4,005冊	1園
1,000冊	1園	(未回答)	1園

○年間の購入冊数は30冊～300冊

○購入予算は50,000円～300,000円

3 その他自由意見

○推薦図書を教えてほしい。

○保育の中で、子どもたちが、なるべく多くの図書に触れられるような機会を作っています。

○図書館による推薦図書を教えてほしい。併せて、貸出をしてほしい。

市立子育て支援センター

1 読書会、おはなし会の開催状況

定期的を実施しているものはないが、支援センターの活動の中で紙芝居等の読み聞かせを行っている。

§ 協力団体の有無：3センターすべて無し

§ ボランティアとの協働によるおはなし会の開催

開催状況	園数
やってみたい	2センター
考えていない	1センター

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

○保護者に対し、子どもの年齢に応じた絵本の紹介、斡旋をしている。

○手作りで大型の絵本や紙芝居を作り、読み聞かせを行ったり、ペープサート（注1）を実施している。

（注1）ペープサート＝板に人形等を貼り付けながら行うおはなしや芝居

2 蔵書数について（絵本、紙芝居含む）

センター名	絵本	紙芝居	大型紙芝居	大型絵本	合計
Aセンター	216	30	25	9	280
Bセンター	105	24	17	0	146
Cセンター	(未回答)	(未回答)	(未回答)	(未回答)	(未回答)

○年間の購入冊数は6冊～12冊

○購入予算は10,000円～50,000円

※子育て支援センターの特徴として、大型紙芝居や大型絵本を所蔵し、利用していることがあげられる。

3 その他自由意見

○子ども向けの絵本以外に、子育て、食育、あそびの本（親向け）を置き、センターに来られる保護者に見ていただいている。

市立学童保育室

1 読書会、おはなし会の開催状況

開催内容	室数
実施していない。	7室
おやつ時間の後に10分～15分読み聞かせを行っている。	4室
読書の時間を設けて、毎日30～45分読書している。	2室
夏・冬休みの間、20分程度の読書タイムを作っている。	1室
月に1回 30分のおはなし会をボランティアが実施している。	1室
一日2回読書の時間(20分程度)を設けている	1室

§ 協力団体の有無

存在	室数
有	1室
無	15室

§ ボランティアとの協働によるおはなし会の開催

開催状況	室数
受け入れ可	6室
受け入れ不可	4室
(未回答)	6室

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

○お誕生会のときに子どもが読み聞かせをする。

2 蔵書数について（絵本、紙芝居含む）

蔵書数	室数	蔵書数	室数
100冊未満	4室	301冊以上	2室
100～200冊	5室	(未回答)	1室
201～300冊	4室		

○年間の購入冊数は0冊～5冊

○購入予算はなく、保護者からの寄贈や図書館の除籍本を利用しているところがほとんどである。また、本の入れ替えもなく、古い本を使い続けている状況である。

3 その他自由意見

○1年生の場合、十分に字が読めないため、10分間読書できない児童もいるので、読み聞かせにより本に興味を持つきっかけにしていきたい。

○紙芝居を週2回実施していきたい。

○親子で短時間でも一緒に読書する時間を作れるよう、働きかけていきたい。

その他各施設

1 読書会、おはなし会の開催状況

施設名	開催内容	協力ボランティア団体数	ボランティアの受け入れ
あすなろ学園		0	可
むつみ荘		0	可
児童センター	週3回（30分）0～5歳児	3	可
こどもの国	週1回（絵本）月1回（紙芝居）	2	可
彩湖自然学習センター		0	不可

§ 独自に行っている読書推進にかかわる取組

○絵本等の貸出をしている。（児童センター・こどもの国）

2 蔵書数について（絵本、紙芝居含む）

施設数	蔵書数	購入数 (年)	購入予算額
あすなろ学園	500冊	15冊	18,000円
むつみ荘	600冊	10冊	10,000円
児童センター	1,800冊	90冊	200,000円
こどもの国	2,500冊	50冊	50,000円
彩湖自然学習センター	475冊	21冊	41,526円

3 その他自由意見

○ボランティア団体の受け入れを積極的に行いたい。（児童センター）

○毎日小さい子に親が読み聞かせをするといった読書の習慣化を家庭に働きかけていったらどうだろうか。

● ii ● おはなしボランティア活動状況調査の実施概要 (アンケート調査2)

I 調査の目的

「戸田市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたり、市内で活動しているおはなしボランティアの活動状況、意向等を把握し、今後の施策の方向を明らかにするために実施した。

II 調査の方法

- 調査対象 市内小学校で活動しているボランティア団体、図書館に団体登録しているおはなしボランティアグループの代表者および図書館登録おはなしボランティア(調査対象者40人)
- 調査時期 平成20年9月1日～15日
- 調査方法 郵送(市内小学校および個人へ調査票送付)

III 回収の結果

- アンケート対象総数：40
- 回答数：20
- 回収率：50%

IV アンケート回答のまとめ

1 ボランティア団体名、活動状況等

No.	団体名	会員	活動場所	活動状況
1	おはなしランド	74	戸田南小	1～3年生は週1回、4～6年生は月1回 1回15分程度
2	おはなしレストラン	3	第一小、中学校等	第一小週1回、中学校へは月1回、その他年3回
3	あすなろの会	3	戸田中、美笹中	読み聞かせ
			ウーフ文庫	絵本の読み聞かせ講座

4	親と子の絵本を楽しむ会	6	こどもの国	毎週木曜日、0～4歳児の親子対象、1回30～60分
5	おはなしの冒険	13	笹目東小	月2回（1～3年生、4～6年生それぞれに月1回）
6	戸田こどもパラダイス	10	スポーツセンター Naka-Yoshi ぱるぱる	月に7回、0～6歳児の親子対象
7	おはなし玉手箱	20	図書館	図書館との協働事業
8	おはなしの花束	6	美笹中	年2回
9	おはなしたまご	6	美女木小 美谷本小	週2回、月2回 1回15分程度の読み聞かせ
10	東部おはなし会	5	学校、地域、児童センター、公民館	月に9回、1回15～40分
11	おはなしの泉	7	芦原小	年に18回、小1～6年生、1回45分
12	おはなしクラブ「はらっぱ」	17	芦原小	週1回、小1～6年生
13	おはなしの木	7	児童センター	月に1回、乳幼児のいる親子対象
14	たんぽぽ	3	喜沢小	週に2回、小1～2年生対象、その他川口市前川図書館で月1回おはなし会実施
15	おはなしポケット	5	笹目北町会館	月1回（月の最終水曜日）、1回20分、わらべうた・手遊び・絵本を中心に活動
16	おはなしの森	7	美谷本小	小1年生は各学期に1回、2～6年生は不定期に授業の中で1時間
17	戸一小おはなし会	60	第一小（普通学級）	毎水曜日、1回10分、全学年、全クラス
		6	第一小（まめの木学級）	毎月曜日、1回45分
18	新曽小おはなし会	10	新曽小	週1回
19	おはなしの国	9	美女木小	月に6～8回、授業で45分、小1～6年生
20	おはなしくまさん	10	美女木小	朝読書を担当。週1回（水曜日）、10分
21	北小おはなし広場	16	新曽北小	週1回、15分、小1～6年生
22	とだおはなしの会	14	第二小	週に1～2回、45分
23	にいぞおはなし会	9	新曽小	前期、後期各1回、45分

※1人の代表者が複数の団体の代表になっているためアンケート回収数と団体数は一致しない。

2 おはなし会の依頼があった場合の協力

条 件	団体数
団体としては不可	7団体
団体としては可	4団体
団体としては不可だが、個人としては可	9団体

3 その他自由意見

- 高齢者におはなしや読み聞かせの楽しさを知ってもらい、お孫さんたちにおはなしや読み聞かせを行ってもらうことができないだろうか。
- これから子を持つ方を対象に、母親学級等の中で、絵本の読み聞かせに関する講座を開いてほしい。
- 人の話をきちんと聞くことができない子、読解力が欠けている子が多い印象があり、読み聞かせを通じて、子どもの聞く力、考える力を育てていきたい。そのためには、読み手も本の内容を良く理解し、伝える力を養う必要もある。
- おはなしを通し、子どもたちが感じる心、耳をかたむける力を培ってほしいと思っています。また、「読み聞かせ」ではなく「おはなしをたのしむ」という表現にしてほしい。
- 保護者の方が、子どもが小さい時から図書館に連れてこられれば、子どもが本に親しみを感じ、読書にもなじんでくれると思います。そうした図書館の利用の仕方を広く伝えてほしい。
- 本やおはなしを通じ、心豊かな人になってもらえるとうれしい。
- 年1回でも市内で活動するおはなし関係の団体の方たちの横のつながりが持てるような連絡会のようなものがあつたらよいと思う。
- 本好きサポーターの勤務時間が短いので、さいたま市のような制度にしてほしい。

4 意見交換会にて出された要望等

- 図書館所蔵の大型絵本（ビッグブック）を団体向けに貸出をしてほしい。
- 市内で活動するおはなし関連団体が情報交換できるような会合等を作ってほしい。
- おはなし関連のネットワークの取りまとめや連絡調整等は、図書館で行ってほしい。

■ ■ ■ Ⅱ ■ ■ ■ 計画策定の経緯

● i ● 戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会

I 設置要綱

戸田市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 戸田市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）の策定のため、戸田市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他読書活動推進計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長および副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、戸田市立図書館・郷土博物館長をもって充て、副会長は同館長補佐をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係部所に対して資料の提出を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員等に対し、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、戸田市立図書館・郷土博物館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、読書活動推進計画策定が完了した日限りで、その効力を失う。

II 委員名簿

委員氏名	役 職	摘 要
佐藤勝巳	図書館・郷土博物館長	委員長
青木久雄	図書館・郷土博物館館長補佐(図書館担当)	副委員長
山本豊弥	図書館・郷土博物館館長補佐(図書館担当)	
山 寄 厚	指導課長	
稲垣賢一	教育委員会事務局次長(生涯学習課長)	
島崎真一	コミュニティ推進課長	
矢作裕一	障害福祉課長	
三木由美子	こども家庭課長	
大泉敏博	保育幼稚園課長	
辰口文義	児童青少年課長	

● ii ● 策定の経過

日 付	策定委員会の会議	策定にかかわる作業
平成19年度		
4月		計画策定の準備開始
12月10日 ～ 12月25日		【アンケート調査1】 市内の学校、保育園、幼稚園などの施設83箇所を対象に子どもの読書環境を調べるためのアンケートを郵送により実施した。 回収率81%
平成20年度		
5月15日		戸田市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱の施行
6月27日	第1回開催	戸田市子ども読書活動推進計画策定委員会
9月1日 ～ 9月20日		【アンケート調査2】 市内で活動しているおはなしボランティア団体・個人（全40件）を対象に活動状況等を調べるためのアンケートを郵送により実施した。 回収率50%
9月26日		【意見交換会の実施】 子どもの読書活動にかかわりが深いおはなしボランティアの市民より、計画策定のための意見を伺った。
10月24日	第2回開催	戸田市子ども読書活動推進計画策定委員会
12月14日 ～ 1月11日		パブリック・コメントの実施
1月28日	第3回開催	戸田市子ども読書活動推進計画策定委員会

■ III ■ 関連法規等

● i ● 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日)

(法律第154号)

第153回臨時国会

第1次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



戸田市子どもの読書活動推進計画

平成21年3月発行

発行 戸田市

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

TEL 048-441-1800

編集 戸田市立図書館・郷土博物館

〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曽1707番地

TEL 048-442-2800

